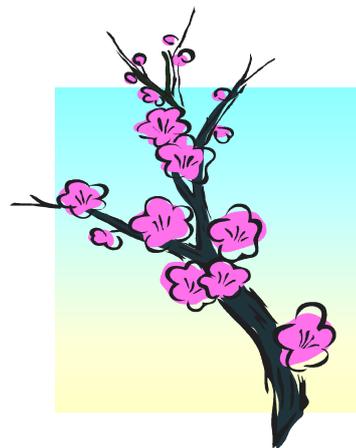


## 関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談  
各種許認可申請・相続・交通事故相談

〒125-0041 東京都葛飾区東金町2-7-13  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-0404  
E-mail: sr8seki.jima@yahoo.co.jp  
HP アドレス <http://srseki.mine.nu>



2009年3月号

### 新たに設立された助成金

「平成20年度厚生労働省第2次補正予算」の成立に伴い新設された二つの助成金についてご紹介します。

#### ◆「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」

6カ月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に派遣労働者を無期または6カ月以上の有期（「更新有」の場合に限定）で直接雇い入れる場合で、労働者派遣の期間が終了する前に派遣労働者を直接雇い入れる場合に、奨励金が支給されます。

支給額は、期間の定めのない労働契約の場合は最大で100万円（大企業は50万円）、6カ月以上の期間の定めのある労働契約の場合は最大で50万円（大企業は25万円）です。

なお、この助成金は、平成21年2月6日から平成24年3月31日までと期間が限定されています。

#### ◆「若年者等正規雇用化特別奨励金」新設

年長フリーター（25歳以上40歳未満）および30代後半の不安定就労者、または採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等を正規雇用する事業主が、一定期間ごとに引き続き正規雇用している場合に、最大で100万円（大企業は50万円）の奨励金が支給されることとなっています。なお、ここでいう「正規雇用」とは、雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者として雇用する場合を指します。

#### ◆その他の改正点

その他、「雇用調整助成金」、「中小企業緊急雇用安定助成金」、「特定求職者雇用開発助成金」などについても、支給要件の緩和、支給額の拡充などが実施されています。

# 失業時の国民年金保険料「特例免除」

## 失業者に重い保険料負担

雇用情勢の悪化を受け、社会保険庁は、国民年金保険料を免除される「退職特例免除」の利用を呼びかけています。

2008年度の国民年金の保険料は月額14,410円。失業した人にとって、この保険料の負担は決して軽くありません。しかし、免除を申請しないまま保険料を納めないとその間は公的年金の加入期間に算入されず、結果的に「無年金状態」になったり、納付期間が少なければ受け取る年金額が少なくなったりします。

## 「特例免除」制度のメリット

この特例免除は失業の理由を問わず、自己都合による退職でも適用されます。申請した年度か前年度に退職したケースが対象となり、例えば2009年3月末までに申請するのであれば、2008年7月にさかのぼって免除を受けることができます。

### メリット1＝一部納付と同じ

免除期間の年金額の計算は、保険料が納付された場合と比較して3分の1（2009年4月以降は2分の1の予定）として計算されます。

### メリット2＝万一の際も確かな保証

病気や事故で障害が残ったときの障害年

金や、一家の働き手がなくなったときの遺族年金など、免除承認期間については、支給対象の期間とされます。

### メリット3＝本人所得を除外して審査

特例免除とは、通常であれば審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除される制度です。（配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは認められない場合があります。）

### ◆必要な手続きは？

特例免除の申請は、住民票のある市区町村役場へ「国民年金保険料免除申請書」を提出することで手続きができます。この特例免除は配偶者・世帯主が退職された場合にも対象となります。

手続きに必要なもの ①年金手帳等基礎年金番号がわかるもの、②認印、③失業していることを確認できる公的機関の証明（離職票、雇用保険受給資格者証など）

### ◆保険料追納のお勧め

10年以内なら免除を受けた期間の保険料を納めることができます。追納することによって、老齢基礎年金の年金額に算入されます。

# 「退職撤回」をめぐるトラブル

## 労使間の退職時トラブル

退職の際に労使間でトラブルが生じることがあります。最近では、在職中に転職先を決めていたが、転職先の企業の経営状況悪化などの理由により、提出した退職届を撤回したいと申し出てくる労働者とのトラブルが発生することもあるようです。

## 「退職届」と「退職願」

退職届には、労働者側から一方的に労働契約を解消する解約告知としての「退職届」と、労働契約の合意解約の申込みとしての「退職願」の2つのケースがあります。

前者の「退職届」の場合、基本的に撤回することはできませんが、後者の「退職願」の場合は、撤回できる場合があります。

この「退職願」の場合の退職の効果については、会社の承認や承諾により発生するものとされ、会社の承認や承諾がなされて合意退職が成立するまでの間は撤回ができるものと考えられています。

また、労働者が退職届を直属の上司に提出したものの、上司がそれを預かったまま人事部長など決定権のある人へ決裁を上げていなかった場合についても、撤回できる可能性があります。退職届を受け取った者が承認の権限を持つかどうか、そして、そ

れを正式に受け取ったのか、預かりで受け取ったのかが撤回できるかどうかの決め手となります。

## トラブルを未然に防ぐためには

労働者が退職届を提出した後、会社がそれを「承認した状態」なのか「預かりの状態」なのかを曖昧にしておくと、すでに新たな労働者の採用を決めていたケースなどで、労働者から「退職届を撤回したい」と申出があった場合にトラブルに発展する可能性があります。

退職願を受け取った場合、会社としては、承認や承諾をして合意退職が成立したことを明示し、退職届を受理したときは、『承認しました』という意味の通知書などを作成して労働者に渡すことによって、退職届を撤回することはできないと労働者に示すことが大切です。

とらぶ



**●国民年金納付率「80%」目標を維持 厚労省**

厚生労働省は、社会保険庁が達成すべき2009年度の目標を社保庁長官に通知し、国民年金保険料の納付率の目標を2008年度と同様に「80%」としていることがわかった。2007年度の実績は63.9%(前年度比2.4ポイント低下)(2月25日)。

**●残業代未払い 横浜銀7,900万円、  
NTT西子会社2億円超**

横浜銀行が、残業代約7,900円が未払いだったとして、横浜北労働基準監督署から是正勧告を受けていたことがわかった。また、NTT西日本-北陸は、富山労働基準監督署から是正勧告を受けて実施した社内調査で、残業代約2億1,700万円の未払いが判明した。(2月24日)

**●有期雇用のルール見直しで研究会設置**

厚生労働省は、有期雇用に関して、契約期間(最長3年間)や更新回数の上限の見直しなどを検討するため、同省に「有期労働契約研究会」を設置すると発表した。労働基準法や労働契約法の改正を見据え、来夏までに結論を出すとしている。(2月22日)

**●職業訓練中のアルバイトを解禁 厚労省**

厚生労働省は、派遣労働などで働いていた失業者などを救済するため、職業訓練の期間中に生活資金を貸し付ける制度の利用者に、これまで認めていなかったアルバイトを解禁すると発表した。年収の上限は200万円とする。(2月21日)

**●高校生の内定取消が269人に増加**

文部科学省は、今春就職予定の高校生で内定を取り消された人が269人(2月6日時点)になったと発表した。1月5日時点から83人増加した。また、全国高等学校長協会は、学校が取り組むべき事項をまとめたガイドラインを各校に配布した。(2月21日)

**●政府が国庫負担引上げへ国会提出**

基礎年金の国庫負担割合を現行の36.5%から50%に引き上げるため、政府は国民年金法などの改正案を国会に提出した。今年度中の成立を目指しているが、「ねじれ国会」の影響で法案が成立するかは不透明。(1月31日)

**●失業手当の受給者が大幅に増加**

昨年12月の失業手当の受給者数が58万5,619人(前年同月比9.5%増)となり、2002年2月以来の増加幅となったことが厚生労働省のまとめで明らかになった。受給者数は減少傾向にあったが、雇用情勢悪化により受給者が増えたとみられる。(1月31日)

**●2009年度の年金額据置きへ**

来年度の厚生年金・国民年金の給付額が今年度と同額に据え置かれることが確定した。前年の物価は1.4%上昇したが、過去に年金減額を見送った特例分を解消するには至らず、据置きとなった。来年度の国民年金は1人月66,008円、厚生年金は夫婦2人世帯の標準的な額で月232,592円となる。(1月30日)